

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
救急病院等でなくなった医療機関(四三八・医務薬事課)	1
救急病院の認定(四三九・四四〇・医務薬事課)	1
保安林の指定の解除(四四一・秋田地域振興局農林部)	2
道路区域の変更(四四二～四四四・道路環境課)	2
開発行為に関する工事の完了(四四五・仙北地域振興局建設部)	4
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四四六・会計課)	4
日本脳炎予防接種を行う医師の辞退(四四七・健康対策課)	4
公告	
県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部)	4
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	4
選挙管理委員会告示	
政治団体の設立の届出(六九)	5
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(七〇)	5
政治団体の解散の届出(七一)	7
政治団体の収支に関する報告書(七二)	7
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(七三)	7
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(七四)	8
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(七五)	8

告 示

秋田県告示第四百三十八号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

る次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認定の有効期限 年月日
田沢湖町立田沢湖病院	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地の一	平成十五年五月三十一日

秋田県告示第四百三十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
町立田沢湖病院	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	平成十八年五月三十一日

秋田県告示第四百四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
秋田組合総合病院	秋田市飯島字西袋二七三番地一	平成十八年五月三十一日

秋田県告示第四百四十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十五年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

郡 市	大 字	字	地 番	全 面 積		保安林面積 見 込 み (ヘクタール)	保安林解除 面積見 込 み (ヘクタール)	指定の目的	解除の理由
				(平方メートル)	(ヘクタール)				
秋田市	新屋町	砂奴寄	四の三〇	五、五六〇	〇・三五九七	〇・三五九七	〇・〇一九八	飛砂の防備 兼公衆の保 健	公共施設用地とす るため

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十五年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)		
	新	旧						
一般国道	新	旧	百五号	A	北秋田郡森吉町米内沢字田ノ沢二七番三地先から字鶴田中岱一九〇番地先まで	八・〇〇〇 〇 〇	四・六〇九	
				B				北秋田郡森吉町米内沢字田ノ沢二七番三地先から字鶴田中岱一九〇番地先まで
				C				北秋田郡森吉町米内沢字長野一五一番五地先から一三六番四まで

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年六月十日から同月二十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百四十三号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間
	新	旧	
二百八十五号	二百八十五号	北秋田郡森吉町米内沢字薬師下七一番地先から字鶴田中岱一九〇番地先まで	敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)
二百八十五号	二百八十五号	北秋田郡森吉町米内沢字薬師下七一番地先から字鶴田中岱一九〇番地先まで	敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)
二百八十五号	二百八十五号	北秋田郡森吉町米内沢字薬師下七一番地先から字鶴田中岱一九〇番地先まで	敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年六月十日から同月二十三日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第四百四十四号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間
	新	旧	
百七号	百七号	平鹿郡雄物川町大沢字根田沢三番四地先から字駒場沢一番五六地先まで	敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)
百七号	百七号	平鹿郡雄物川町大沢字根田沢三番四地先から字駒場沢一番五六地先まで	敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)
百七号	百七号	平鹿郡雄物川町大沢字根田沢三番四から字駒場沢一番五六地先まで	敷地の幅員(メートル)
			延長(キロメートル)

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十五年六月十日から同月二十三日まで

秋田県告示第四百四十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年三月三日付け指令仙建 二八 八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大曲市佐野町五番五号
 秋田おばこ農業協同組合 代表理事組合長 波川 喜一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 大曲市四ツ屋字切上八番一、九番一、十番一、十一番一、十二番一、十三番一、十四番一、十五番一、十六番一、十七番一、十八番一、十九番一、二十番一、二十一番一、二十二番一、二十三番一、二十四番一、二十五番一、二十八番一、三十番一、三十一番一、三十二番一、三十三番一、三十四番一、三十五番一

秋田県告示第四百四十六号
 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

大館市字大館五十一番地 有限会社佐竹商店	大館市上町三番地 佐藤 國久
変 更 後	変 更 前
売りさばき人の住所及び氏名	

秋田県告示第四百四十七号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う日本脳炎予防接種については、次の医師から当該業務を行うことについて辞退があったので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所		辞退年月日
	医療機関名	所在地	
今井 理子	今井病院	大館市片山町三丁目十二番三十号	平成十五年四月一日
今井とよ	今井病院	大館市片山町三丁目十二番三十号	平成十五年四月一日

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業（長瀬地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十五年二月十日
- 二 県営土地改良事業（大久保岱地区担い手育成基盤整備事業）
完了年月日 平成十五年二月二十日
- 三 県営土地改良事業（市川堰地区かんがい排水事業）
完了年月日 平成十五年三月二十六日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田市上新城土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年六月二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年六月十日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、平

その他の政治団体

政治団体の名称 みんなで創ろう新しい大曲・市民の会	代表者氏名 小林 誠一	会計責任者氏名 伊藤 公明	主たる事務所の所在地 大曲市栄町十三番三十八号	届出年月日 平成十五年五月二十六日
------------------------------	----------------	------------------	----------------------------	----------------------

秋選管告示第七十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定により、平成十五年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十五年六月十日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党秋田県歯科医師支部	会計責任者 佐藤 金彦	平成十五年三月三十一日
自由民主党西木村支部	主たる事務所の所在地 代表者 鈴木 文右衛門 会計責任者 小松 嘉次	平成十五年五月二十六日
	佐藤 正孝	
	田代 千代志 橋本 左武郎	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
	新 内	
	旧 容	

成十五年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十五年六月十日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

栗林次美後援会	石川光男後援会	ゆたかの会	岸部陸後援会	あわじ定明連合後援会	小畑元後援会	岩川てつ後援会	京野公子後援会	工藤喜久男後援会	たかの昭次後援会	石田ひろし後援会	巴徳雄後援会	うさみ洋次朗後援会	しばや正敏後援会	寺田すけしる後援会連 合会	小林一夫後援会	淡路定明後援会
代 表 者	代 表 者	会 計 責 任 者	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	代 表 者	主 たる 事 務 所 の 在 在 地	会 計 責 任 者
佐藤一男	鈴木久米雄	菊池静子	北秋田郡鷹巣町材木町九番二十号千葉久雄方	あわじ定明連合後援会	大館市部垂町三十三番一号	北秋田郡鷹巣町住吉町四番二十五号	湯沢市柳町一丁目三番十一号	山本郡琴丘町鹿渡字西小瀬川百六十七番地一	たかの昭次後援会	大館市字大館百五番地	由利郡仁賀保町院内字大門六十二番地二	秋田市寺内字児桜六十五番地十	由利郡金浦町金浦字笹森百二十五番地一丸大機 工株式会社内	阿部三琅	秋田市下浜羽川字二十町七十三番地	関口 覚
菅原克己	桜庭三郎	飯塚昌彦	北秋田郡鷹巣町住吉町十番四十一号	淡路定明後援会	大館市字長倉九十三番地	北秋田郡鷹巣町花園町一番一号	湯沢市田町一丁目三番二十九号	山本郡琴丘町鹿渡字町後百二十五番地	たかの昭次をみんなで支援する会	大館市御成町二丁目五番十一号	由利郡仁賀保町平沢字新町百三十二番地五	秋田市寺内字神屋敷四番地一	由利郡象潟町字家の後百五十六番地一	大友康二	秋田市下浜羽川字古堂百三十四番地	宇佐見 斌
平成十五年五月二十六日	平成十五年五月二十二日	平成十五年五月二十日	平成十五年五月十五日	〃	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十三日	平成十五年五月十二日	〃	平成十五年五月九日	平成十五年五月七日	〃	平成十五年五月六日	平成十五年五月一日	〃	平成十五年三月三十一日	平成十五年三月二十六日

秋選管告示第七十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十五年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月十日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯
 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
加藤馨後援会	平成十五年三月三十一日	平成十五年五月十四日
小林誠一後援会	平成十五年四月二十日	平成十五年五月二十一日
本荘トライ政策研究会	平成十五年五月二十二日	平成十五年五月二十三日
佐藤政志後援会	平成十五年五月二十二日	平成十五年五月二十三日
幹の会	平成十五年五月十五日	平成十五年五月二十六日

秋選管告示第七十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
 平成十五年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯
 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
 報告書の要旨
 1 収入及び支出のある団体
 その他の政治団体
 政治団体の名称 佐藤政志後援会

資金管理団体の届

報告年月日 平成15年5月23日
 ア 収入・支出の総額 143,582円
 (ア) 収入総額 143,582円
 前年繰越額
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 143,582円
 イ 収入・支出の内訳
 支出の内訳
 政治活動費
 寄附・交付金
 合計 143,582円
 143,582円
 2 収入及び支出のない団体
 その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
加藤馨後援会	平成15年5月14日
小林誠一後援会	平成15年5月21日
本荘トライ政策研究会	平成15年5月23日
幹の会	平成15年5月26日

秋選管告示第七十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

内

容

出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
京野 公子	県議会議員 (現職)	京野公子後援会	主たる事務所の所在地	湯沢市柳町一丁目三番十一号	湯沢市田町一丁目三番二十九号	平成十五年五月十二日
淡路 定明	県議会議員 (現職)	あわじ定明連合後援会	資金管理団体の名称	あわじ定明連合後援会	淡路定明後援会	平成十五年五月十四日
栗林 次美	大曲市長 (候補者となる者)	栗林次美を励ます会	公職の種類	大曲市長(候補者となる者)	県議会議員大曲市選挙区	平成十五年五月二十六日

秋選管告示第七十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
 次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名 称	取り消した資金管理団体	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
佐藤 政志	本荘市議会議員	佐藤政志後援会	本荘市出戸町字砂子下六番地		佐藤 政志	平成十五年五月二十三日
佐藤 幹雄	能代市議会議員	幹の会	能代市清助町一番五号		佐藤 幹雄	平成十五年五月二十六日
福原 淳嗣	大館市議会議員	J・クルー福原淳嗣後援会	大館市柄沢字狐台二番地四十六		福原 淳嗣	平成十五年五月三十日

秋選管告示第七十五号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年六月六日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯
 公職選挙執行規程の一部を改正する規程
 公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第一号)の一部を、次のように改正する。

別表第二中
 田沢湖町立田沢湖病院
 仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地一
 を
 田沢湖町立田沢湖病院
 仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一
 に改める。
 附則
 この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県
 印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
 印刷者 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarasatsu@natsubara.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁 雄

購読料金 一月三千五百円

